



「おかしいな?」「変だな?」
と思ったら、まずお電話を!

広島県高齢者向け消費者啓発キャラクター
「かしコイ先生」



「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動
マスコットキャラクター『モシカ』

消費者ホットライン

☎ 局番なしの188 (嫌や! 泣き寝入り!!)

■身近な消費生活相談窓口を案内

広島県生活センター

☎ 082-223-6111

受付時間 月~金 9:00~17:00

警察安全相談電話

☎ 082-228-9110

■プッシュ回線は、局番なしの#9110

法テラス・サポートダイヤル

☎ 0570-078374

■内容に応じて法制度、相談機関、団体等を紹介

広島県警察と広島県は連携して消費者被害防止に取り組みます。

消費者被害に 遭わないために

え、
一席お付き合い
お願いします





おじいちゃん、おばあちゃん “だまされん”って思っとらん?

情報化社会の今、悪質業者も日々新しい商品や手口を考え、高齢者の財産などを狙っています。被害を未然に防止するためには、自分自身が消費者トラブルについて関心を持って学ぶことが大切です。



悪質業者は高齢者の3つの不安

「健康」「お金」「孤独」(3K)を狙っています!

健康上の不安

「磁気布団で眠ると腰痛が治る」「健康食品で血圧が下がる」といったセールストークで近づき、高価な商品を売り込みます。

経済的な不安

老後の資金を増やしたいという心理につけ込み、「必ず儲かる」「今だけ、あなただけ」と近づいて取引をもちかけてきます。

孤独の不安

一人暮らしなどの寂しさにつけ込み、「やさしく話を聞いてくれる」「いい人だ」と勘違いさせ、高額な商品の契約やサービスの勧誘を行います。



かしコイオトナの 7つの心得

1 いらない時は、きっぱり「いりません」と断る。

2 うますぎる話は、疑ってかかる。

3 相手の親切な態度に惑わされない。



4 業者を簡単に家の中に入れない。



5 個人情報を明かさない。

6 その場ですぐに契約せず、誰かに相談する。

7 日頃から悪質商法などの情報に 관심を持つ。

振り込め詐欺の被害者の8割以上が高齢者！

詐欺被害者のうち、60歳以上の高齢者の割合

[平成27年中]

振り込め詐欺

その他
17.9%

8割以上が
60歳以上

60歳以上
82.1%



オレオレ詐欺
98.2%

還付金等詐欺
97.7%

※出典：内閣府「平成28年版高齢社会白書（全体版）」より作成

詐欺のおもな手口



！チェックポイント

- キャッシュカードを渡してはいけません！
- 電話でお金の話がでたら詐欺！
- 一人で判断せず必ず誰かに相談しましょう！

！還付金詐欺



市役所職員を名乗って、「医療費の還付金がある。今日が手続きの期限なので、すぐに担当者へ連絡してください」と電話があった。そこで教えられた番号へ連絡すると、近くのスーパーのATMで受付番号を入力するよう指示された。

- ATMを操作しても、お金を受け取ることはできません。
- 還付金の電話があれば、電話帳などを使って必ず相手を確認しましょう。

！インターネット回線契約トラブル

大手電話会社を名乗って電話があり、「光回線をわが社に契約変更すればセキュリティがあがり、料金も安くなる」と勧誘され、その場で申し込んだ。しかし、その後請求された金額が以前よりも高くなっていたため、解約したいと電話をしたら、違約金がかかると言われた。



- 勧誘されてもすぐに承諾をせず、契約内容等をしっかり確認しましょう。
- 利用状況や目的を考慮し、自分に合ったサービスを利用しましょう。

！架空請求詐欺

携帯電話に「サイト利用料が未納。本日中に連絡しなければ法的手続をとる」というショートメールが届いた。あわてて記載された番号に電話したら、「登録料金として3万円支払え」と言われたので、コンビニでプリペイドカードを買って、その番号を教えてしまった。



- すぐに返信したり連絡してはいけません。
- プリペイドカードの番号を教えるのは、お金を渡すのと同じです。他人から求められてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしないでください。

！訪問購入トラブル



「不用品を何でも買い取る」という電話があった。「古い洋服ならある」と答え、用意して待っていたが、訪問してきた業者は貴金属を強引に買い取っていった。翌日「返してほしい」と連絡したが、もう手元にないと断られた。どうしたらよいか。

- 売るつもりのなかった物を見せてくれと言われても、きっぱり断りましょう。
- 訪問購入にもクーリング・オフが適用されます（適用外商品もあり）。

！名義貸し



「あなたは老人ホームに入居する権利を持っている。不要なら名義を貸してほしい」と電話があったので、承諾した。しかし、後日、「名義貸しは犯罪なので逮捕される。お金を払えば解決してあげる」と脅され、指示されるまま宅配便でお金を送ってしまった。

- 名義を貸してと言われたら詐欺です！すぐに電話を切りましょう。
- 言われるままに現金を送ってはいけません。宅配便で「現金送れ」はすべて詐欺です。

知っておきたい！クーリング・オフ！

訪問販売や電話勧誘販売などで契約したり、マルチ商法などリスクの高い契約をした場合、**期間内であれば消費者から無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度**です。お困りになったら、お住まいの市町の消費生活相談窓口に相談を！



- ✓ 契約したのはいつ？
- ✓ 業者の名前は？
- ✓ 何を契約しましたか？
- ✓ きっかけは（訪問/電話等）？
- ✓ 契約金額は？